

第14回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年8月9日(金)

午前9時00分～午前10時23分

2. 場 所 遠賀町役場 2階 大会議室

第 1 4 回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和 6 年 8 月 9 日（金）午前 9 時 0 0 分～午前 1 0 時 2 3 分

2. 場所 遠賀町役場 2 階 大会議室

3. 出席委員（14 名）

議 長	1 番	三原	高志
副議長	2 番	安藤	敏生
委 員	3 番	石井	佐千生
委 員	4 番	林	長輝
委 員	5 番	原田	利春
委 員	6 番	加藤	陽一郎
委 員	7 番	米田	かおる
委 員	8 番	一田	孝雄

委 員	1 番	秦	公美
委 員	2 番	白石	元弘（欠席）
委 員	3 番	白木	敏明
委 員	4 番	松井	悟
委 員	5 番	矢野	英昭
委 員	6 番	吉田	茂三
委 員	7 番	高崎	洋介（欠席）

4. 8 月の農業相談委員

2 番 安藤 敏生 委員

3 番 石井 佐千生 委員

5. 議事日程

（1）付議案件

① 農地法第 5 条の規定による許可申請について

（●●●●●・●●●●●）

② 農地法第 5 条の規定による許可申請について

（●●●●●）

③ 農地法第 5 条の規定による許可申請について
(●●●●)

④ 農地法第 5 条の規定による許可申請について
(●●●●)

⑤ 農用地利用集積計画関係（特例事業）

⑥ 農用意利用集積計画関係

(2) 報告案件

① 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

(3) その他の案件

① 農地パトロール（利用状況調査）について

② 赤い羽根共同募金について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	濱田 美孝
事務局職員	山下 啓輔
事務局職員	杉本 千晴

開 会 9 時 0 0 分

議長 おはようございます。本日の出席委員は、農業委員 8 名中 8 名、推進委員 7 名中 5 名の出席となっております。白石元弘委員と高崎洋介委員から欠席の連絡がっております。農業委員の過半数の出席があり、総会が成立しています。
よって、ただいまより第 14 回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは次第の 2、本日の農業相談員は 2 番安藤敏生委員、3 番石井佐千生委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は農地法第 5 条申請関係 4 件、農用地利用集積計画関係（特例事業）

1 件、農用地利用集積計画関係 1 件となっています。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 なお本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の山下を指名します。

議長 では、現地調査を伴う案件について一括して事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。それでは議案書の 1 ページをお開きください。
付議案件①農地法第 5 条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が北九州市にお住まいの●●●●氏、●●●●氏の 2 名、譲渡人が福岡市にお住まいの●●●●氏です。

申請地が 3 ページの字図にありますように、浅木二丁目 1 2 1 8 番 2 で、地目は畑、面積は 3 6 3 m²です。

農地区域が農業振興地域外で、土地の用途区分は第一種住居地域の第 3 種農地となっております。

申請理由は自己住宅の建築となっております。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については、生産組合長さんの無条件承諾となっております。

4 ページが被害防除計画書です。雨水の排水は水路放流、汚水・生活雑排水は公共下水道への接続となっております。

用地造成に伴う被害防除としては「既存の土留ブロックを利用すること。」となっております。

5 ページが現況平面図です。申請地の北側と西側に宅地があり南側は道路に面しています。

道路との間には側溝があり、北側と東側の境界の間にも側溝が設置されています。また、南の道路側以外はすべて既存の土留ブロックが設置されています。

6 ページが土地利用計画図および排水計画図です。道路に面した南東側を駐車場にし、西側に家を建てる計画です。土留は既存のブロックを使用します。駐車場はコンクリート舗装で南西の道路側には法面を作ります。雨水は雨水管から道路側の水路へ放流、汚水・生活雑排水は公共下水道へ接続しま

す。

7 ページが縦横断図です。土地が水平になるように切土を行い、駐車場は道路とフラットになるようにします。また、南西の道路と面している箇所は盛土を行い法面を形成します。

8 ページ及び 9 ページが建物の平面図および立面図です。

10 ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行い了承を得ています。

続きまして議案書の 11 ページをお開きください。付議案件②農地法第 5 条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が遠賀川にお住まいの●●●●氏、譲渡人が埼玉県にお住まいの●●●●氏と北九州市にお住まいの●●●●氏の 2 名です。

申請地が 13 ページの字図にありますように大字木守字東 1141 番 3 で、地目は畑、面積は 536 m²です。

農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分は第一種住居地域の第 3 種農地となっております。

また隣接する宅地の 1141 番 1 を一体利用するため、面積は合わせて 766.45 m²となります。

さらに、申請地である農地は以前農地付きの空き家として空き家バンクに登録していた土地で、一度農業委員会でも確認を行った農地です。今回は空き家と農地が別々に売れたため、農地が転用申請で上がってきています。

申請理由は自己住宅の建築となっております。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については、生産組合長さんの無条件承諾となっております。

14 ページが被害防除計画書です。雨水の排水は溜枿および水路放流、汚水・生活雑排水は公共下水道への接続となっております。

用地造成に伴う被害防除としては「北側と南側の既設ブロックはそのまま利用し、東側は既設ブロックを撤去後セットバックで道路から後退した位置にコンクリートブロックを新設すること。」となっております。

15 ページが現況平面図です。北側と南側は宅地、東側と西側は道路と面しています。また、道路との間には側溝があ

り、北側と南西側および東側には既設のブロックが設置されています。

16 ページが土地利用計画図および排水計画図です。西側の道路側を駐車場にし、家は北東側に建て、南側を庭にする計画です。また、北側と南西側の既設のブロックはそのまま使用し、東側の道路側の既設ブロックは撤去した後、セットバックにより道路を広げるため西側に位置をずらしてコンクリートブロックを新設します。

雨水は溜桝から東側の側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は下水道へ繋がります。

17 ページが縦横断図です。東側の道路側のみ既設のブロックを撤去後セットバックで後退する部分を切土し、新設のブロックを設置します。

18 ページが建物の平面図、19 ページが建物の立面図です。

20 ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行ない了承を得ています。

次に議案書の21 ページをお開きください。付議案件③農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が遠賀川にお住まいの●●●●氏、譲渡人が木守にお住まいの●●●●氏です。

申請地が23 ページの字図にありますように大字木守字芝原544番1で、地目は田、面積は662㎡です。

農地区域が農業振興地域外で土地の用途区分は第一種低層住居専用地域の第3種農地となっております。

申請理由は自己住宅の建築となっております。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については生産組合長さんの条件付承諾となっております。

24 ページが水利関係承諾書です。条件は「側溝の清掃をすること」となっております。

25 ページが被害防除計画書です。雨水の排水は溜桝、水路放流および自然流下。汚水・生活雑排水は公共下水道への接続となっております。用地造成に伴う被害防除としては「西側は既設のコンクリートブロックを利用し、東側と南側は境

界にコンクリートブロックを設置すること」となっております。

26 ページが現況平面図です。北側は道路と面しており、道路との間には側溝があります。東側と南側は農地が隣接しており、西側は宅地と隣接しています。また宅地との境界には既設のコンクリートブロックが設置されています。

27 ページが土地利用計画図および排水計画図です。北側の道路側を駐車場にし、その奥に家を建てる計画です。駐車場は土間コンクリートで覆います。また、西側の既設のブロックはそのまま使用し、東側と南側の農地の境界にコンクリートブロックを新たに設置します。雨水は溜枥から北側の側溝へ放流および自然流下、汚水・生活雑排水は下水道へ繋がります。

28 ページが縦横断図です。全体に盛土を行い道路側の駐車場部分は車の乗り入れができるように緩やかな勾配にし土間コンクリートで覆う計画です。また、北側の道路側以外はコンクリートブロックで土留め工事を行います。

29 ページが建物の平面図です。

30 ページが建物の立面図です。

31 ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行い了承を得ております。

続きまして議案書の32 ページをお開きください。付議案件④農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が別府にお住まいの●●●●氏、譲渡人が鬼津にお住まいの●●●●氏です。

申請地が34 ページの字図にありますように大字鬼津字大城道2735番1で、地目は畑、面積は1,050㎡です。

農地区域が農業振興地域内非農用地で、土地の用途区分は無指定の第2種農地となっております。

また、隣接する山林の2724番を一体利用するため面積は合わせて1,112㎡です。

申請理由は貸資材置場となっております。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。

営農の支障については、生産組合長さんの無条件承諾となっ

ております。

35 ページが事業計画書です。施工計画は許可後から着工し、令和6年10月に供用開始となる見込みです。

また、申請人は●●●●氏ですが、●●氏が代表の株式会社●●●に賃貸借契約を行い資材置場を貸すようになっています。申請地には重機・ダンプ・普通車など計5台と残土や型枠・建築資材を置く予定です。

36 ページが被害防除計画書です。雨水の排水は水路放流および自然流下、汚水・生活雑排水は発生無しとなっております。用地造成に伴う被害防除としては「人工張芝による法面保護及び松杭およびトラロープで防護柵を設ける」となっております。

37 ページが現況平面図です。北側は道路と面しており、道路との間には側溝があります。東側は農地と隣接しており、南側は山林と隣接しています。

38 ページが土地利用計画図です。北側の道路側に入口を作り、入口部分のU型側溝は撤去後新設の横断用の側溝を入れる計画です。東側を駐車場にし、西側を資材置場にする計画です。全体的に盛土を行い碎石を敷き、法面を形成した箇所は人工張芝で保護を行う予定です。また、入口以外の周囲に松杭を打ちトラロープを張って防護柵を設置します。雨水は自然流下および北側の道路側の側溝への放流となっています。

39 ページが縦横断図です。全体が平行になるように盛土を行い碎石を敷きます。法面には人工張芝で保護し、北側は道路とフラットになるようにします。また、入口以外は松杭とトラロープで防護柵を作ります。

40 ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行い了承を得ています。

以上で現地調査を伴う案件についての説明を終わります。

議長

それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 9 時 2 0 分

－ 現 地 調 査 後 －

再 開 1 0 時 1 3 分

議長 再開します。
それでは、付議案件①を議題に供します。
地区担当の一田孝雄委員から報告をお願いします。

農業委員
(8 番) 先だって業者が来て説明がありました。横が小学校なので車の
出入りには十分注意をするように言っております。それ以外は
特に問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願
いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委
員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件①農地法第 5 条の規定による許可申請について、原案
のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 7 名で付議案件①は承認されました。

議長 続きまして付議案件②を議題に供します。
地区担当の石井佐千生委員および白木敏明委員から報告をお願
いします。

農業委員
(3 番) 7 月 9 日に説明を受けまして 9 月頃に業者が入ると聞きました
が、先ほど見られた通り草も刈られております。周りに農地も
無いことから特に問題はないと思われますのでご審議のほどよ

ろしくお願いいたします。

推進委員
(3番) 宅地への農地転用ということで特に問題はないと思われますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件②農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件②は承認されました。

議長 続きまして付議案件③を議題に供します。
地区担当の石井佐千生委員および白木敏明委員から報告をお願いします。

農業委員
(3番) 7月20日に説明を受けまして、生産組合長にも同席していただき、条件付きということで、前の側溝の清掃をするようにと条件付きで納得していただいております。他には特に問題はないと思われますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

推進委員
(3番) 戸建ての農地転用ということですし、なおかつ地主さんの息子さんということですので問題はないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件③農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件③は承認されました。

議長 続きまして付議案件④を議題に供します。
地区担当の秦公美委員から報告をお願いします。

推進委員 (1番) 問題はないと思われますのでご審議のほどよろしく願
いいたします。

農業委員 (1番) 私の方からも報告いたします。本案件については以前から売買
の希望の申し出があっておりました。そういった中で農地とし
ての賃借を別の件で進めておりましたが、今回こういう形で売
買することが決まったということで、問題はないと判断しまし
た。審議のほどよろしくをお願いします。

議長 それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件④農地法第5条の規定による許可申請について、原案
のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件④は承認されました。

議長 続いて付議案件⑤について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書の41ページをお開きください。付議案件⑤農用地利用
集積計画の承認についてでございます。譲受人が上別府に事業

所を置く●●●●●●●●●●●●●●●●代表取締役●●●●●
氏で、譲渡人が公益財団法人福岡県農業振興推進機構です。
申請地が43ページの字図にありますように、大字上別府字大
谷2073番1、2073番2、2073番3、2074番の
4筆で、地目はすべて田、面積が合計8,339㎡です。
農地区域が農業振興地域内農用地となっております。本案件は
6月の農業委員会で承認した案件で、前は譲渡人から機構へ
の譲渡となっております。今回は推進機構から譲受人への譲
渡となります。所有権の移転時期は8月末を予定しておりま
す。
本件は通常の利用権設定に基づく利用集積計画ではなく、県の
農業振興推進機構の仲介・あっせんによる農地売買事業に係る
利用集積計画となります。

会長 それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

会長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件⑤農用地利用集積計画特例事業の承認について原案の
とおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件⑤は承認されました。

議長 続いて付議案件⑥について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書の44ページをご覧ください。付議案件⑥農用地利用集
積計画の承認についてでございます。全4筆合計3,396㎡
の申請が出ています。今回はすべて新規契約による利用集積計
画となっております。

議長 それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

会長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件⑥農用地利用集積計画の承認について原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 6 名で付議案件⑥は承認されました。

議長 それではその他の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 その他の案件について 2 点ご説明いたします。
まず①農地パトロール、利用状況調査についてでございます。
利用状況調査については 8 月 1 日木曜日に配布済みのものになります。こちらは 9 月の農業委員会総会時に報告をお願いいたします。
次に②赤い羽根共同募金についてでございます。例年同様積立より 1,000 円を募金させていただきます。募金後に赤い羽根とクオカードをお渡しします。お渡しは 10 月以降を予定しております。
事務局からは以上です。

議長 それでは、その他の案件について皆さんの方から何かありませんか。

【ありません。】の声

議長 無いようでございますので、以上をもって、第 14 回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 10 時 23 分